

国際日本文化研究センター評価委員会規則

〔平成 17 (2005) 年 1 月 20 日 制 定〕
〔令和 8 (2026) 年 7 月 31 日 最終改正〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第 15 条の規定に基づく国際日本文化研究センター評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針の作成等に関する事。
- (2) 自己点検・評価の実施に関する事。
- (3) 外部評価委員会に関する事。
- (4) 評価指標に関する事。
- (5) その他点検・評価に関する事。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 所長が指名する副所長 1 名
- (2) 国際研究推進部長
- (3) 所長が指名する研究調整主幹 1 名
- (4) 情報管理施設長
- (5) 国際研究企画室長
- (6) 総合情報発信室長
- (7) インスティテューショナル・リサーチ室長
- (8) 組織運営規則第 14 条第 1 項に規定する委員会の委員長
- (9) 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻国際日本研究コース長
- (10) 専任の教授及び准教授のうちから所長が指名する者 若干名
- (11) 管理部長並びに管理部、国際研究推進部及び情報管理施設の各課長
- (12) その他所長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 10 号及び第 12 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に定める任期の途中で、新たに委嘱する委員の任期の終期は、前条第 10 号及び 12 号に掲げる委員と同一とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条に掲げる委員のうちから所長が指名する者をもつ

て充てる。

2 委員長は、委員を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、特定の事項について必要に応じて審議するため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営等は、委員会が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成17年1月20日から施行する。

2 この規則の施行後において、最初に委嘱する第3条第8号に掲げる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

2 国際日本文化研究センター評価指標検討ワーキンググループに関する申合せ(令和元(2019)年7月24日所長裁定)は廃止する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 (2026) 年 7 月 3 1 日から施行する。